

品質管理委員会規則

制 定 平成 10 年 7 月 6 日

最終変更 平成 22 年 7 月 7 日

(総則)

第 1 条 この規則は、会則第122条第 3 項及び第123条第 7 項に基づき、第122条第 1 項の品質管理レビューの実施に必要な事項及び品質管理委員会の職務に必要な事項について定める。

(品質管理委員会)

第 2 条 品質管理委員会は、会則第122条第 1 項の品質管理レビューを実施するため、品質管理レビューに関する基準及び手続を立案し、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が、監査の品質管理に関する基準に準拠して監査の品質管理を行っているかどうかをレビューするため、当該公認会計士若しくは監査法人の監査事務所に赴き、又は書面により調査し、本会の会長の承認を得てその結果を当該公認会計士又は監査法人に通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告を受けた公認会計士又は監査法人に改善状況の報告を求めるものとする。

2 品質管理委員会は、前項の品質管理レビューに関する基準を立案したときは、理事会の承認を求めなければならない。

3 品質管理委員会は、第 1 項の品質管理レビューに関する手続を立案したときは、常務理事会の承認を求めなければならない。

(品質管理レビューの対象から除外される監査契約)

第 3 条 会則第122条第 3 項第一号に規定する同号から除く者は、資本金100億円未満、かつ、負債総額1,000億円未満の者とする。

2 会則第122条第 3 項第二号に規定する同号から除く者は、公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第 9 条各号のいずれかに該当する者とする。

(品質管理レビューの対象となる監査契約に準ずる監査契約)

第 4 条 会則第122条第 3 項第六号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 農林中央金庫

二 全国を地区とする信用金庫連合会

三 全国を地区とする信用協同組合連合会

四 全国を地区とする労働金庫連合会

五 独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人

六 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

七 地方独立行政法人法第35条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人

八 信用金庫法第38条の 2 第 3 項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用金庫（最終事業年度における預金及び定期積金の総額（以下「預金等総額」という。）が1,000億円に達しない信用金庫を除く。）

九 協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 第 3 項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない信用協同組合（最終事業年度における預金等総額が1,000

億円に達しない信用協同組合を除く。)

十 労働金庫法第41条の2第3項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない労働金庫(最終事業年度における預金等総額が1,000億円に達しない労働金庫を除く。)

(品質管理レビューの頻度)

第5条 会則第122条第3項に基づき品質管理レビューの対象となる監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人は、品質管理レビューに関する手続に定めのある場合を除き、原則として3年に一度、品質管理レビュー(第6条の報告及び第7条の確認を含む。)を受けるものとする。

2 前項にかかわらず、法第24条の3ただし書きに基づき、監査関連業務の交替につき内閣総理大臣の承認を得ようとする公認会計士は、当該承認を受けようとする会計期間について品質管理レビューを受けなければならない。

(品質管理実施状況の報告)

第6条 会則第122条第3項で定める者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人(ただし、会則第129条第4項に定める登録監査事務所を除く。)は、毎年、自らが実施する品質管理の状況を品質管理レビューに関する手続に定める期間、期限及び様式により、品質管理委員会に報告しなければならない。

(公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱い)

第6条の2 会則第122条第3項で定める者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人は、公認会計士・監査審査会の検査を受け、検査結果通知書を受領したときは、当該検査結果通知書日付から1か月以内に品質管理委員会にその写しを提出しなければならない。

2 前項の規定により提出を受けた検査結果通知書の写しは、品質管理レビューの実施に際して、参考資料として使用することに限るものとする。

(改善措置の状況の確認)

第7条 品質管理委員会は、会則第122条第5項に規定する改善措置の状況について、必要に応じて公認会計士又は監査法人の監査事務所に赴き確認する。

(レビューチーム)

第8条 品質管理委員会にレビューチームを置く。

2 レビューチームは、品質管理委員会の指示に基づき、第2条第2項の品質管理レビューに関する基準及び同条第3項の品質管理レビューに関する手続に従って、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人の監査の品質管理状況について調査を行い、その結果に基づきレビュー報告書及び必要に応じて改善勧告書を作成し、品質管理委員会に提出することを職務とする。

3 レビューチームは、品質管理レビューの対象となる監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人と利害関係のないレビューアーをもって編成するものとする。

4 レビューチームは、その職務を遂行するに当たり、正当な注意を払う義務を負うものとする。

5 レビューチームは、第2項のレビュー報告書及び改善勧告書の取りまとめに当たり、当該公認会計士又は監査法人との意思疎通に努めなければならない。

(レビューアー)

第9条 レビューアーの任免は、会長が常務理事会の議を経て行う。ただし、レビューアーは会員(監査法人を除く。)のうちから任命する。

2 レビューアーは、品質管理委員会が指定する研修を受けなければならない。

3 レビューアーは、職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。レビューアーでなくなった後であっても同様とする。

(通知又は勧告)

第10条 品質管理委員会は、第8条第2項のレビュー報告書及び改善勧告書を審査して、第2条第1項の通知及び必要に応じ本会の会長の承認を得て勧告を行うものとする。

(細則)

第11条 品質管理委員会及びレビューチームの運営に必要な事項は、細則をもって定める。

附 則(平成18年12月11日改正)

1 この改正規定は、会則第7章の改正規定について、金融庁長官の認可のあった日(平成19年2月2日)から施行する。

2 第1条、第6条及び第11条の改正規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年12月10日改正)

1 この改正規定は、平成19年12月11日から施行する。ただし、日本郵政公社の解散の日の前日の属する事業年度に係る監査契約については、なお従前の例による。

2 第3条の改正規定は、公認会計士法施行令の一部改正の施行の日(平成20年4月1日)以後開始する事業年度に係る監査から適用する。

附 則(平成21年7月8日改正)

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月7日改正)

1 この改正規定は、平成22年7月8日から施行する。

2 会則第122条第3項で定める者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人は、この改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)前1年以内に受領した公認会計士・監査審査会からの検査結果通知書の写しを、施行日から1か月以内に品質管理委員会に提出しなければならない。